平成２８年（フ）第２６０号
大阪市城東区関目２丁目18番４―507号
破産者　岡　　博三
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１９号
兵庫県芦屋市南宮町４番14―404号
破産者　川畑　勝美
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４５５号
兵庫県尼崎市西川２丁目８番13号
破産者　宮本里美こと　孫　　里美
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第４７７号
兵庫県芦屋市浜町13番３―204号、住民票上の住所兵庫県芦屋市公光町10番14号
破産者　碇　　悦往
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１８号
広島県三原市沼田東町七宝269番地10、開始決定時の住所広島県三原市宮浦３丁目34番28号
破産者　北村　文二
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第６８号
広島県尾道市高須町5759番地５
破産者　武内　　豊
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１３号
広島県庄原市西城町八鳥552番地
破産者　迫田　卓三
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第４６２号
北九州市小倉南区徳力団地92番302号
破産者　吉村　宏之
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４６９号
北九州市八幡東区茶屋町５番９号
破産者　薊こと　平城　正章
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第４８７号
北九州市八幡西区瀬板１丁目13番２―306号（レオパレス幸Ａ）
破産者　新田亜紀子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２２号
佐賀県鳥栖市江島町2047番地１
破産者　池田　直樹
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８９号
佐賀市兵庫南４丁目８番８号　セントモリージュⅡ203
破産者　鮎川　雄基
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４５号
熊本県八代市古閑中町1547番地（205）、前住所熊本県八代郡氷川町鹿島1609番地１　ゴールデンヴィラＭⅢ（105）
破産者　犬飼　忠俊
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第１６９号
大分市大字政所3088番地（コスモスハイツＡ101）、開始決定時の住所大分市里３丁目18番17号
破産者　吉村　和雄
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２７１号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘１丁目11番19号
破産者　福永　利曉
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘１丁目11番19号
破産者　福永　澄子
1　決定年月日　平成28年12月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第２１７号
札幌市豊平区月寒東１条２丁目10番１号　コーポ清原１号、開始決定時の住所札幌市豊平区西岡１条６丁目８番34号
破産者　永森美奈子
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
北海道旭川市秋月１条１丁目９番１号　コーポ池森Ａ―３
破産者　谷越　賢治
1　決定年月日　平成28年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部